

兵庫県公報

令和5年3月23日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会訓令	
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	11
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	12

公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月23日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第3号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

- 第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
- 第22条の2第3項第2号中「、単純な労務に雇用される者」を「(条例第1条に規定する企業職員をいう。以下同じ。)、技能労務職員（条例第1条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）」に改める。
- 第28条第1項第1号中「第7項」を「第6項」に改める。
- 第29条の3を削り、第29条の2の3中「事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、」を「長時間の通勤時間を要することとなる等」に改め、同条を第29条の3とする。
- 第29条の4中「及び第4項」を削り、同条第1項第2号中「資するものである」を「資するものである」とに改める。
- 第29条の6から第29条の8までを削る。
- 第29条の9中「第5項」を「第4項」に改め、同条を第29条の6とする。
- 第29条の10中「第5項」を「第4項」に改め、同条を第29条の7とする。
- 第29条の11第1項中「第29条の9」を「第29条の6」に改め、同条第3項中「第5項」を「第4項」に改め、同条を第29条の8とする。
- 第30条の2中「第6項」を「第5項」に改める。
- 第30条の3第1項中「第7項」を「第6項」に改め、同条第3項中「第6項」を「第5項」に改める。
- 第30条の3の2中「第7項」を「第6項」に改める。
- 第33条の5中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に、「定年前再任用」を「定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。）」に改める。

第37条中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

別表第10 2の款2の項第8号中「海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科」を「海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）」に改める。

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ア中「7級、8級、9級、10級及び特10級」を「6級、7級、8級、9級及び10級」に改める。

第19条第1項第1号及び第37条第2項第1号中「8級」を「7級」に改める。

別表第1初任給の欄及び同表備考中「2級」を「1級」に改める。

別表第5中

「

2級	3級	4級	5級	6級
----	----	----	----	----

」

を

「

1級	2級	3級	4級	5級
----	----	----	----	----

」

に改める。

別表第12職務の級の欄中「2級」を「1級」に、「3級」を「2級」に、「4級」を「3級」に、「5級」を「4級」に、「6級」を「5級」に、「7級」を「6級」に、「8級」を「7級」に、「9級」を「8級」に、「10級」を「9級」に、「特10級」を「10級」に改める。

別表第20中

「

3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
----	----	----	----	----	----	----	-----	------

」

を

「

2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
----	----	----	----	----	----	----	----	-----

」

に改める。

別表第20備考中「3級」を「2級」に改める。

別表第20の6中

「

2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
----	----	----	----	----	----	----	----	-----

」

を

「

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
----	----	----	----	----	----	----	----	----

」

に改める。

別表第22中

「

行政職給料表	職務の級9級以上の職員	100分の20
	職務の級8級の職員	100分の15
	職務の級7級の職員	100分の10
	職務の級6級及び5級の職員並びに4級の職員	100分の5

」

を

「

行政職給料表	職務の級 8 級以上の職員	100分の20
	職務の級 7 級の職員	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の10
	職務の級 5 級及び 4 級の職員並びに 3 級の職員	100分の 5

」

に改める。

別表第23 3の項中「9級」を「8級」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第3項第2号中「企業職員又は単純な労務に雇用される者」を「企業職員(条例第18条の3第2項に規定する企業職員をいう。以下同じ。)又は技能労務職員(条例第18条の3第2項に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。)」に改める。

第27条第1項第1号中「第7項」を「第6項」に改める。

第28条の3を削る。

第28条の2の3中「学校等を異にする異動又は在勤する学校等の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、」を「長時間の通勤時間を要することとなる等」に改め、同条を第28条の3とする。

第28条の4中「及び第4項」を削る。

第28条の6から第28条の8までを削る。

第28条の9中「第5項」を「第4項」に改め、同条を第28条の6とする。

第28条の10中「第5項」を「第4項」に改め、同条を第28条の7とする。

第28条の11第1項中「第28条の9」を「第28条の6」に改め、同条第3項中「第5項」を「第4項」に改め、同条を第28条の8とする。

第29条の2中「第6項」を「第5項」に改める。

第29条の3第1項中「第7項」を「第6項」に改め、同条第3項中「第6項」を「第5項」に改める。

第29条の3の2中「第7項」を「第6項」に改める。

第32条の5中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に、「定年前再任用」を「定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用(退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。)」に改める。

第43条中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

別表第7 2の款2の項第8号中「海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)及び海技課程専修科」を「海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)」に改める。

(市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則の一部改正)

第4条 市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「8級」を「7級」に、「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に、「4級」を「3級」に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第5条 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「行政職10級の」を「行政職9級の」に、「特10級」を「10級」に、「及び10級」を「及び9級」に、「9級」を「8級」に、「8級」を「7級」に、「7級」を「6級」に、「行政職10級及び」を「行政職9級及び」に改める。

別表第2(1)行政職給料表職務の級の欄中

「

特10級
10級
9級
8級
7級
6級

」

を

「

10級
9級
8級
7級
6級
5級

」

に改める。

別表第3(1)行政職給料表職務の級の欄中

「

特10級
10級
9級
8級
7級
6級

」

を

「

10級
9級
8級
7級
6級
5級

」

に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第6条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の款1中「7級」を「6級」に改める。

別表知事部局の款本庁の項及び同表教育委員会の款事務局の項中「8級及び7級」を「7級及び6級」に、「行政職7級」を「行政職6級」に改める。

(職員等の退職手当に関する規則の一部改正)

第7条 職員等の退職手当に関する規則(平成18年兵庫県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表中イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表を次のとおり改める。

第3号区分	<p>(1) 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において適用されていた職員の給与等に関する条例（以下「平成18年4月以後令和6年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が特10級であったもの</p> <p>(2) 令和6年4月1日以後適用されている職員の給与等に関する条例（以下「令和6年4月以後の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成18年4月以後令和6年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 令和6年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されている職員の給与等に関する条例（以下「平成18年4月以後の職員給与条例」という。）の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(5) 平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間において適用されていた公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成25年3月以前の学校職員給与条例」という。）の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち人事委員会が定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成18年4月以後令和6年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 令和6年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(5) 平成20年4月1日以後適用されている職員の給与等に関する条例（以下「平成20年4月以後の職員給与条例」という。）の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(6) 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間において適用されていた職員の給与等に関する条例（以下「平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例」という。）の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったものうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(7) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったものうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(8) 平成18年4月以後平成25年3月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第5号に掲げるものを除く。）のうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(9) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与条例」という。）の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち人事委員会が定めるもの</p>

	<p>(10) 平成19年4月1日以後適用されている公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「平成19年4月以後の学校職員給与条例」という。）の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(11) 平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(12) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち人事委員会が定めるもの</p>
<p>第6号区分</p>	<p>(1) 平成18年4月以後令和6年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 令和6年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</p> <p>(4) 平成18年4月以後の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は4級であったもの（第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(6) 平成20年4月以後の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(7) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの（第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</p> <p>(8) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの（第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。）</p> <p>(9) 平成18年4月以後平成25年3月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第5号及び第5号区分の項第8号に掲げるものを除く。）</p> <p>(10) 平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第5号区分の項第9号に掲げるものを除く。）</p> <p>(11) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第5号区分の項第10号に掲げるものを除く。）</p> <p>(12) 平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第5号区分の項第11号に掲げるものを除く。）</p> <p>(13) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第5号区分の項第12号に掲げるものを除く。）</p>

第7号区分

- (1) 平成18年4月以後令和6年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
- (2) 令和6年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (3) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は5級であったもの（第4号区分の項第3号、第5号区分の項第3号及び第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）
- (4) 平成18年4月以後の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。）
- (5) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (6) 平成20年4月以後の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (7) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (8) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
- (9) 平成18年4月以後平成25年3月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- (10) 平成18年4月1日以後適用されている公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後の学校職員給与条例」という。）の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- (11) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの
- (12) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は平成18年4月以後平成19年3月以前の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- (13) 平成19年4月以後の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの

第8号区分

- (1) 平成18年4月以後令和6年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
- (2) 令和6年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (3) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。）
- (4) 平成18年4月以後の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
- (5) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級若しくは2級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は3級であったもの
- (6) 平成20年4月以後の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (7) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級若しくは4級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は5級であったもの
- (8) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級、6級又は7級であったもの
- (9) 平成18年4月以後平成25年3月以前の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
- (10) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの（第7号区分の項第10号に掲げる者を除く。）
- (11) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの（第7号区分の項第12号に掲げる者を除く。）

第9号区分

- (1) 平成18年4月以後令和6年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
- (2) 令和6年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (3) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
- (4) 平成18年4月以後の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち人事委員会が定めるもの
- (5) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもの（第8号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの
- (6) 平成20年4月以後の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち人事委員会が定めるもの
- (7) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第8号区分の項第7号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの又は4級であったもの（同号に掲げる者を除く。）
- (8) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (9) 平成18年4月以後平成25年3月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち人事委員会が定めるもの
- (10) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち人事委員会が定めるもの

第10号区分	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成18年4月以後令和6年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 令和6年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (3) 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの (4) 平成18年4月以後の職員給与条例の医師・歯科医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの（第9号区分の項第4号に掲げるものを除く。）のうち人事委員会が定めるもの (5) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもの（第8号区分の項第5号及び第9号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの (6) 平成20年4月以後の職員給与条例の看護職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第9号区分の項第6号に掲げる者を除く。） (7) 平成18年4月以後平成20年3月以前の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち人事委員会が定めるもの又は3級であったもの（第9号区分の項第7号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会が定めるもの (8) 平成20年4月以後の職員給与条例の警察職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（巡査長の職務を行っていたものにあつては、人事委員会が定めるもの） (9) 平成18年4月以後平成25年3月以前の学校職員給与条例の大学教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち人事委員会が定めるもの（第9号区分の項第9号に掲げるものを除く。） (10) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の高等学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第10号及び第8号区分の項第10号に掲げるものを除く。） (11) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第7号区分の項第12号及び第8号区分の項第11号に掲げるものを除く。）
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

（職員の任用に関する規則の一部改正）

第8条 職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。）」に改める。

第9条 職員の任用に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条第4号中「6級」を「5級」に改める。

別表第1号中「4級」を「3級」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の任用に関する規則の一部改正）

第10条 単純な労務に雇用される職員の任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

技能労務職員の任用に関する規則

第1条中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）」に改める。

第3条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第4条中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第11条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第10号）の一部を次のよ

うに改正する。

第9条第1項中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第12条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

この規則中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第9条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

2 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成8年兵庫県人事委員会規則第8号)を次のように改正する。

附則第16項及び同項の表中「第29条の10」を「第29条の7」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

3 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成8年兵庫県人事委員会規則第9号)を次のように改正する。

附則第21項及び同項の表中「第28条の10」を「第28条の7」に改める。

(職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

4 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則(令和4年兵庫県人事委員会規則第8号)を次のように改正する。

附則第13項から第15項までを削る。

附則第16項中「第13項各号」を「次」に、「は、職員給与条例」を「(令和4年改正条例附則第12条に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)」は、令和4年改正条例第5条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号。以下「改正後の職員給与条例」という。)」に改め、同項に次の各号を加え、同項を附則第13項とする。

(1) 令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。))による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「改正前の地公法」という。)第28条の2第1項の規定により退職した日(改正前の地公法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び改正前の地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日(同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

附則第17項中「改正後の教育職員給与条例」を「令和4年改正条例第6条の規定による改正後の公立学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)」に改め、同項を附則第14項とし、附則第18項から第39項までを3項ずつ繰り上げる。

人 事 委 員 会 訓 令

兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月23日

兵庫県人事委員会

委員長 田 中 基 康

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

第1条 人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第35号中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

第2条 人事委員会決裁規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項第24号及び第26号中「行政職8級」を「行政職7級」に、「企業職8級」を「企業職7級」に改め、同項第33号及び第35号中「8級」を「7級」に改め、同項第39号中「7級」を「6級」に改める。

附 則

（施行期日）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月23日

兵庫県人事委員会

委員長 田 中 基 康

兵庫県人事委員会告示第2号**職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程**

（職員の給与に関する実施規程の一部改正）

第1条 職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「第29条の2の3に規定する職員で、」を「第29条の3に規定する」に改める。

第19条の3から第19条の6までを削る。

第20条の2第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第20条の5第2項第1号中「企業職員、単純な労務に雇用される者」を「企業職員（条例第1条に規定する企業職員をいう。以下同じ。）、技能労務職員（条例第1条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号、同条第3項第1号、第4項第4号から第6号まで及び第20条の9第2項中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

別紙様式第8を次のように改める。

別紙様式第8 (第16条関係)

通 勤 届

次のとおり通勤の実情を届け出ます。

年 月 日 提出

様		所属所名		職 名		職員コード・氏名				
届出事由 <input type="checkbox"/> 新規採用 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 在勤庁の異動 <input type="checkbox"/> 通勤の経路又は方法の変更		<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。 届出事由の発生年月日 年 月 日		在勤庁の所在地		職員の住居地				
通 勤 方 法 等	順路	通勤方法の別	区 間 (経由)	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たり運賃等相当額	左欄の他に利用する経路 交通機関等の名称及び利用区間等 総通勤距離 総所要時間	
	1	<input type="checkbox"/>	住居から () まで	km	時間 分		円	円		
	2	<input type="checkbox"/>	から () まで	.	.					
	3	<input type="checkbox"/>	から () まで	.	.					
	4	<input type="checkbox"/>	から () まで	.	.					
	5	<input type="checkbox"/>	から () まで	.	.					
合 計				.	.					
駐 車 場	駅等の名称		駐車場の所在地		駐車料金の種類	左の駐車料金の額	左の1箇月当たり駐車料金相当額	備 考		
	1	<input type="checkbox"/>								
	2	<input type="checkbox"/>								
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路及び方法等										
通 勤 方 法 等	順路	通勤方法の別	区 間 (経由)	距 離	所要時間	備 考		左欄の他に利用する経路 交通機関等の名称及び利用区間等 総通勤距離 総所要時間		
	1		住居から () まで	km	時間 分					
	2		から () まで	.	.					
	3		から () まで	.	.					
	4		から () まで	.	.					
	5		から () まで	.	.					
合 計				.	.			年 月 日受理		
普 通 交 通 機 関 等 利 用 者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	利用区間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たりの運賃等相当額 (1円未満の端数)	支給単位期間の開始年月日	支給単位数	支給額(1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円以下の場合)	備 考
	1					円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
	2					円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
	3					円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
	4					円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額					円 ()	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円
自動車等の額 (条例第17条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 km)					円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円	
普通交通機関等との併用者 規則第28条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円 ()	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円

支給額(1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合)	55,000円超 63,000円以下の場合	改正	$(55,000 + (55,000円を超える部分 \times 1/2)) \times [\text{箇月}] =$	円	年	月	日	月	備考
		正	$(55,000 + (55,000円を超える部分 \times 1/2)) \times [\text{箇月}] =$	円	年	月	日	月	
	63,000円超の場合		$59,000円 \times [\text{箇月}] =$	円	年	月	日	月	

駐車場利用者	1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額・上限額 自転車: 3,000円、バイク1,500円、自転車: 1,000円	1	円	円()	年	月	日	月	円
	2箇月以上の駐車場を利用する場合の1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額の合計額の上限額は6,000円	改正	円	円()	年	月	日	月	円
	2	円	円()	年	月	日	月	円	

1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額の合計額		円()	年	月	日	改正	円
------------------------	--	------	---	---	---	----	---

新幹線鉄道等利用者	算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称	利用区間	乗車券等の種類	特別料金等の額の算出基礎	左の1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額(特別運賃相当額)	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	支給額	備考
	1				円()	年	月	円	
	改正				円()	年	月	円	

1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額		円()	年	月	日	改正	円
-------------------------	--	------	---	---	---	----	---

1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が30,000円を超えるとき		$30,000円 \times [\text{箇月}] =$	円	年	月	日	月	円
---------------------------------------	--	----------------------------------	---	---	---	---	---	---

橋等利用者の特定運賃の額			円()	年	月	日	月	円
	改正		円()	年	月	日	月	円
			円()	年	月	日	改正	円

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年月日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年月日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

返納事由 規則第30条の2第1項	返納事由 発生年月日	返納対象普通交通機関等 (新幹線鉄道等、橋等)	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額、規則30条の2第5項の額)の算出基礎	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額、規則30条の2第5項の額)	備考
1 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号				円	
2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号				円	
3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号				円	

1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計が30,000円を超えていた場合) 規則第30条の2第3項第7項(第5項第3号第4号)の期間と人事委員会が定める額		月	日	(算出基礎)	円
		月	日	(算出基礎)	円

条例第17条第1項 該当理由	<input type="checkbox"/> 通勤距離2km以上 <input type="checkbox"/> 通勤距離2km未満 <input type="checkbox"/> 離島等 <input type="checkbox"/> 身体障害者	<input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自転車等利用 <input type="checkbox"/> 規則第28条の2 (通勤所要回数)回 <input type="checkbox"/> 駐車場利用 <input type="checkbox"/> 新幹線鉄道等利用 <input type="checkbox"/> 橋等利用	決定(改定)年月日	決 裁		
				確認者		

通勤経路の略図(通常の通勤経路は朱線とすること。)	記入上の注意 1 職員は、太線の枠内のみ記入すること。 2 「届出事由」欄中「通勤の経路又は方法の変更」には、在勤中の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等の負担額の変更」には、勤務態様の変更(交代制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 3 「通勤方法等」欄には、通常の通勤経路による方法を記入し、例外的な方法等は、記入しないこと。 4 「通勤方法の別」欄には、通勤の順序に従い、徒歩、自動車、○ ○線、○新幹線等の別を記入すること。 5 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(6箇月定期、10枚回数券、優待乗車券等の別)を記入する。「左の乗車券等の種類」欄には「乗車券等の種類」欄に記入した乗車券等の額を記入すること。 6 「駅等の名称」欄には、乗継ぎを行う駅、停留所等の名称を記入すること。 7 「駐車料金の種類」欄には、通勤に使用する駐車場の契約期間又は利用回数の別(1箇月、3箇月、6箇月、10枚回数券等)を記入し、「左の駐車料金の種類」欄には、「駐車料金の種類」欄に記入した、契約期間又は利用回数に対応する駐車料金の額を記入すること。 8 「通勤経路の略図」欄には、住居から在勤への通勤に利用できる経路の略図を書き、「通勤方法等」欄に記入した経路を朱線とし、交通機関等の名称を記入すること。また、住居付近の図は、詳細に記入すること。
---------------------------	--

(2) 配偶者の住居から在勤する事務所等までの通勤の経路及び方法
 (異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

順路	通勤方法の別	区 間	※確認権者記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居 から (経由) まで	※確認権者記入欄	1		住居 から (経由) まで	. km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	. km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	. km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	. km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	. km
6		から (経由) まで		計 (規則第32条の3の規定による通勤距離)			. km

経路略図(経路朱線)

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※確認権者記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居 から (経由) まで	※確認権者記入欄	1		住居 から (経由) まで	. km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	. km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	. km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	. km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	. km
6		から (経由) まで		計 (条例第17条の2第2項の規定による通勤距離)			. km

経路略図(経路朱線)

※確認権者記入欄

上記のとおり { 確認する。
 確認し、 { 単身赴任手当の月額を 円と決定する。
 規則第33条の4第3項の規定による加算額を 円、単身赴任手当の月額を 円と決定する。

決定(改定) 年 月 日	決 裁			
	確認権者			

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、事務所等を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった事務所等を異にする異動又は同一事務所内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 在勤する事務所等が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 教育公務員特例法の規定の適用若しくは準用を受ける者、企業職員、技能労務職員又は市町村立学校職員給与負担法に規定する者(これらの者のうち会計年度任用職員を除く。)から引き続き職員又は任命権者の要請に応じて職員となった者にあつては、「異動」とあるのを「職員としての任用」と、定年前再任用(暫定再任用を含む。)をされた職員にあつては、「異動」とあるのを「再任用」と、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復帰した職員にあつては、「異動」とあるのを「復帰」又は「復職」と読み替えて記入する。
- 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。

第2条 職員の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	------

」

を

「

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

」

に改める。

別表第1備考中「特10級」を「10級」に、「10級」を「9級」に、「9級」を「8級」に、「8級」を「7級」に、「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に改める。

別紙様式第9を次のように改める。

別紙様式第9（第13条の2関係）

扶 養 親 族 届

年	月	日提出
---	---	-----

様	所 属 所 名			
	職 名		職員コード 氏 名	

条例第16条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出の理由

- 1 新たに職員となった（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族としての子がある場合に限る）
- 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員になった（子以外の扶養親族がある場合に限る）
- 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある（行政職9級以上職員等にあつては、子に限る）
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限る）

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居 の別 別居	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（身体又は精神に著しい障害のある者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 2 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 3 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参 考<上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

--

確認権者記入欄

認定年月日	決 裁			
	確 認 権 者			

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「第28条の2の3に規定する職員で、」を「第28条の3に規定する」に改める。

第19条の3から第19条の6までを削る。

第20条の2第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第20条の5第2項第1号中「企業職員若しくは単純な労務に雇用される者」を「企業職員（条例第1条に規定する企業職員をいう。以下同じ。）若しくは技能労務職員（条例第1条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号、同条第3項第1号、第4項第4号から第6号まで及び第20条の9第2項中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

別紙様式第7を次のように改める。

別紙様式第7 (第16条関係)

通 勤 届

次のとおり通勤の実情を届け出ます。

年 月 日 提出

様		所属所名		職 名		職員コード・氏名				
届出事由 <input type="checkbox"/> 新規採用 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 在勤庁の異動 <input type="checkbox"/> 通勤の経路又は方法の変更		<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。		在勤庁の所在地		職員の住居地				
		届出事由の発生日 年 月 日								
通勤方法等	順路	通勤方法の別	区 (經由)	間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たり運賃等相当額	左欄の他に利用する経路 交通機関等の名称及び利用区間等 総通勤距離 総所要時間
	1	<input type="checkbox"/>	住居から ()	まで	km	時間 分		円	円	
	2	<input type="checkbox"/>	から ()	まで	.	.				
	3	<input type="checkbox"/>	から ()	まで	.	.				
	4	<input type="checkbox"/>	から ()	まで	.	.				
	5	<input type="checkbox"/>	から ()	まで	.	.				
合 計				.	.					

駐車場	駅等の名称	駐車場の所在地	駐車料金の種類	左の駐車料金の額	左の1箇月当たり駐車料金相当額	備 考
	1 <input type="checkbox"/>					
	2 <input type="checkbox"/>					

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路及び方法等

通勤方法等	順路	通勤方法の別	区 (經由)	間	距離	所要時間	備 考	左欄の他に利用する経路 交通機関等の名称及び利用区間等 総通勤距離 総所要時間
	1		住居から ()	まで	km	時間 分		
	2		から ()	まで	.	.		
	3		から ()	まで	.	.		
	4		から ()	まで	.	.		
	5		から ()	まで	.	.		
合 計				.	.			年 月 日受理

回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 (算出式)

平均1箇月当たりの通勤所要回数 回

順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	利用区間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たりの運賃等相当額 (1円未満の端数)	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	支給額(1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円以下の場合)	備 考
普通交通機関等利用者	1			円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
2				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
3				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
4				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
				円 ()	円 ()	年 月 日	月 (日)	円	
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額					円 ()	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円

自動車等の額 (条例第19条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 km) 改正 円 年 月 日 月 円

普通交通機関等との併用者 規則第27条の3 第1号 第2号 第3号 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額 円 () 年 月 日改正 円 年 月 日改正 円

支給額(1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合)	55,000円超 63,000円以下の場合	(55,000+(55,000円を超える部分×1/2)) ×[箇月]=	円	年 月 日	月 (B)	備考
	改正	(55,000+(55,000円を超える部分×1/2)) ×[箇月]=	円	年 月 日	月 (B)	
		63,000円超の場合	59,000円×[箇月]=	円	年 月 日	

駐車場利用者	1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額・上限額 自転車:3,000円、バイク1,500円、自転車:1,000円 ・2箇所以上の駐車場を利用する場合の1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額の合計額の上限額は6,000円	1	駐車料金の額	1箇月当たりの駐車料金の2分の1相当額(1円未満の端数)	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	支給額
		改正	円	円()	年 月 日	年 月 日	円
		2	円	円()	年 月 日	年 月 日	円
		改正	円	円()	年 月 日	年 月 日	円
1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額の合計額				円()	年 月 日改正	円	

新幹線鉄道等利用者	順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称	利用区間	乗車券等の種類	特別料金等の額の算定基礎	左の1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額(特別運賃相当額)	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	支給額	備考
	1					円()	年 月 日	月 (B)	円	
	改正					円()	年 月 日	月 (B)	円	
	2					円()	年 月 日	月 (B)	円	
改正					円()	年 月 日	月 (B)	円		
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額						円()	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が30,000円を超えるとき			30,000円×[箇月]=		円	年 月 日	月 (B)	円		

橋等利用者の特定運賃の額	改正	円()	年 月 日	月 (B)	円	
		円()	年 月 日	月 (B)	円	
		円()	年 月 日	月 (B)	円	
		円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

返納事由 規則第29条の2第1項	返納事由 発生年月日	返納対象普通交通機関等 (新幹線鉄道等、橋等)	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額、規則29条の2第4項の額)の算出基礎	払戻金相当額(払戻金2分の1相当額、規則29条の2第4項の額)	備考
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号			円	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号			円	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号			円	
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合(1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計が30,000円を超えていた場合)規則第29条の2第3項第5項(第4項第2号第3号)の期間と人事委員会が定める額			月 日 (算出基礎)	円	
			月 日 (算出基礎)	円	

条例第19条第1項 該当理由	<input type="checkbox"/> 通勤距離2km以上 <input type="checkbox"/> 通勤距離2km未満 <input type="checkbox"/> 離島等 <input type="checkbox"/> 身体障害	<input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車等利用 <input type="checkbox"/> 規則第27条の2(通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 駐車場利用 <input type="checkbox"/> 新幹線鉄道等利用 <input type="checkbox"/> 橋等利用	決定(改定)年月日	決 裁				
				確認権者				

<p>通勤経路の略図(通常の通勤経路は朱線とすること。)</p>	<p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員は、太線の枠内のみ記入すること。 「届出事由」欄中「通勤の経路又は方法の変更」には、在勤庁の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等の負担額の変更」には、勤務態様の変更(交代制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 「通勤方法等」欄には、通常の通勤経路による方法等を記入し、例外的な方法等は、記入しないこと。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、○線、○○新幹線等の別を記入すること。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(6箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。「左の乗車券等の額」欄には「乗車券等の種類」欄に記入した乗車券等の額を記入すること。 「駅等の名称」欄には、乗継ぎを行う駅、停留所等の名称を記入すること。 「駐車料金の種類」欄には、通勤に使用する駐車場の契約期間又は利用回数の別(1箇月、3箇月、6箇月、10枚綴回数券等)を記入し、「左の駐車料金の額」欄には、「駐車料金の種類」欄に記入した、契約期間又は利用回数に対応する駐車料金の額を記入すること。 「通勤経路の略図」欄には、住居から在勤庁への通勤に利用できる経路の略図を書き、「通勤方法等」欄に記入した経路を朱線とし、交通機関等の名称を記入すること。また、住居附近の図は、詳細に記入すること。
----------------------------------	--

(2) 配偶者の住居から在勤する学校等までの通勤の経路及び方法
 (異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

順路	通勤方法の別	区 間	※ 確認 権者 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住居 から (経由) まで		1		住居 から (経由) まで	. km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	. km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	. km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	. km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	. km
6		から (経由) まで		計 (規則第32条の3の規定による通勤距離)			. km

経路略図(経路朱線)

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※ 確認 権者 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住居 から (経由) まで		1		住居 から (経由) まで	. km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	. km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	. km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	. km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	. km
6		から (経由) まで		計 (条例第19条の2第2項の規定による通勤距離)			. km

経路略図(経路朱線)

※確認権者記入欄

上記のとおり

確認する。
 確認し、
 単身赴任手当の月額を 円と決定する。
 規則第32条の4第3項の規定による加算額を 円、単身赴任手当の月額を 円と決定する。

決定(改定) 年 月 日	決 裁			
	確認権者			

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、学校等を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった学校等を異にする異動又は同一学校内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 在勤する学校等が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 職員の給与等に関する条例若しくは市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例に規定する者、企業職員又は技能労務職員から引き続いて職員(これらの者のうち会計年度任用職員を除く。)から引き続いて職員又は任命権者の要請に応じて職員となった者にあつては、「異動」とあるのを「職員としての任用」と、定年前再任用(暫定再任用を含む。)をされた職員にあつては、「異動」とあるのを「再任用」と、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限退職から復職した職員にあつては、「異動」とあるのを「復帰」又は「復職」と読み替えて記入する。
- 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別紙様式第8を次のように改める。

別紙様式第8（第13条の2関係）

扶 養 親 族 届

		年 月 日提出	
様	所 属 所 名		
	職 名	職員コード 氏 名	

条例第18条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出の理由

1 新たに職員となった（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族としての子がある場合に限る）

2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員になった（子以外の扶養親族がある場合に限る）

3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある（行政職9級以上職員等にあつては、子に限る）

4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限る）

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居 の別 別居	所 得 の 年 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

記入上の注意

- 「続柄」欄には、職員との続柄を（身体又は精神に著しい障害のある者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参 考<上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

--

確認権者記入欄

認定年月日	決 裁			
	確 認 権 者			

(職員等の退職手当に関する実施規程の一部改正)

第5条 職員等の退職手当に関する実施規程(平成18年兵庫県人事委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

附則第7項第5号及び第8項第5号中「以降」を「から令和6年3月31日まで」に改める。

附則第7項及び第8項に次の1号を加える。

(6) 令和6年4月1日以降

改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第10号の項	55号給	56号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第11号の項	55号給	56号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第9号区分の項第10号の項	63号給	64号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第3号の項	43号給	44号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第4号の項	39号給	40号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第8号の項	47号給	48号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第10号区分の項第9号の項	43号給	44号給
改正後の退職手当実施規程別表イ規則別表イの表第8号区分の項第10号の項	55号給	56号給

別表中イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表中「第2号」を「第3号」に、「第3号」を「第4号」に、「項第4号」を「項第5号」に、「項第5号」を「項第6号」に、「項第6号」を「項第7号」に、「項第7号」を「項第8号」に、「項第8号」を「項第9号」に、「項第9号」を「項第10号」に、「項第10号」を「項第11号」に、「第11号」を「第12号」に改める。

(給料表を異にして転任させることができる範囲)

第6条 給料表を異にして転任させることができる範囲(平成4年兵庫県人事委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

表中「企業職給料表」を「企業職給料表(1)」に、

「

2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	------

」

を

「

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

」

に改める。

表備考2中「6級」を「5級」に、同表備考3中「9級」を「8級」に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部改正)

第7条 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程(令和元年兵庫県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「単純な労務に雇用される者」を「技能労務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する実施規程別紙様式第8及び別紙様式第12、並びに第3条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する実施規程別紙様式第7及び別紙様式第11の規定にかかわらず、通勤届及び単身赴任届の様式については、当分の間、なお従前の様式によることができる。